

「わたしの提案 (町長への手紙)」

提案・意見をお書きください。

令和 5 年 11 月 10 日

件名 市街化調整区域内の農地転用と今後の使用について

問題または課題 市街化調整区域内の既存宅地に住んでいるが、

今年以降に住民に配慮として早く造成されている。

通学路、住居の通りも多いので今後

町はどの様に町づくりを行い、市街化調整区域を守っていくか、

心配しているか。(参考資料を別紙にて添付)

全て同じ業者である。

改善案

町の条例等で市街化調整区域内に住む住民に

配慮が造成等が行われる時(農地転用)は高壁、

明るく耐震灯、シロリではなくコンクリートの駐車場(深川か

むかい岸)などがあるので業者に対して指導をしてほしい

改善後の効果

回答を 希望する ・ 希望しない (どちらかに○をつけてください)

回答

<市街化調整区域内の農地転用とその後の使用について>

【所管：農政課、都市計画課】

【所管：農政課】

農地の転用手続きについては、町農業委員会及び神奈川県により、法に基づいて審査しており、申請者に対して周辺農地への影響はもちろんのこと、隣接する農地地権者等、関係者への説明を求めています。

ただし、農地転用後の個々の土地利用につきましては、農地法の規制対象外となり、是正を求めるなど町が指導することは難しい状況です。

このことから、町が土地利用者に対して、塀や防犯灯といった構造物の設置の規制や敷地内をコンクリートで打設するよう指導することはできませんが、隣接する農地の耕作に影響がある場合は、町から土地利用者に対しまして具体的な対策案を示して対応していただけるよう、協力をお願いをしております。

【所管：都市計画課】

市街化調整区域は、市街化を抑制するために建築物等の建築に制限がかかっている地区であります。

そのため、建築物の建築を目的とした造成などについては、寒川町開発指導要綱による指導等が可能ですが、本件の場合は建築物の建築を目的としていないため、寒川町開発指導要綱の対象とならないことから、個々の土地利用について指導を行うことは難しいと考えますが、事業者等から事前相談があった場合などには、周辺住民への説明をしっかりと行うよう、協力をお願いをしております。